

令和5年度 社会福祉法人佐呂間町社会福祉協議会

事業計画書

【基本方針】

令和5年度は、公共料金値上げや物価高騰による経済状況の不安定な中、コロナ感染状況も収束には届かず、住民生活への影響は避けられない状況です。

社会福祉面においては、介護保険料の個人負担が増加傾向にあり介護施設等の運営も厳しい状態でサービス低下も懸念されます。

日本の総人口は2023年2月1日現在12,463万人で前年度同日より57万人減少しており、1970年代に年間200万人前後で推移していた出生者数が、近年の急速な出生率低下により年間80万人以下にとどまり、更には高齢化が進行しております。

今後、若い世代の人口減少が続くことで、少子化問題・高齢者の年金・医療・介護問題など、社会福祉サービスにおいて何が問題でどう対応すべきか深く考えるべき過度期と思われれます。

佐呂間町社会福祉協議会の「第5期地域福祉実践計画」は令和3年度に策定して3年目を迎えますが、当初目標としていた項目もコロナ感染症の影響で、事業の縮小や中止を余儀なくされ思うような成果を期待できておりません。

現在はコロナ感染症も鎮静化に向かっており、町内外の行事・事業等も実施方向にあることから、今後は、計画通りに実践できる取り組み方法を考える必要があります。

本年度は、実践計画の策定当初に戻り机上のみの計画とせず、基本理念である「誰もが幸せ感じる福祉を求めて」を土台として、基本目標の3点「みんながつながり支え合う地域づくりの推進」「福祉問題・生活課題を解決するための仕組みづくり」「住民に顔の見える社会福祉協議会をめざして」の内容をそれぞれに再検証した中で、未実施のものは実施に向けて、実施済みについては内容についても精査を行い、今後の事業展開の円滑化により、より良い福祉サービスにつなげていきたいと考えております。

■ 基本目標

1. みんながつながり支え合う地域づくりの推進
2. 福祉問題・生活課題を解決するための仕組みづくり
3. 住民に顔の見える社会福祉協議会をめざして
4. 法人運営の基盤強化に係わる事業
5. 指定管理事業等の適切な管理と運営

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、社会福祉協議会が持つ専門性を生かしながら地域福祉活動を推進し、令和3年度から計画期間が始まった第5期佐呂間町地域福祉実践計画を着実に推進するとともに、特に下記項目を重点目標として事業運営を行います。

■ 重点目標

1. みんながつながり支え合う地域づくりの推進
 - 1) たすけあいチームの活動支援
 - 2) 参加型事業の支援及び検討
 - 3) ボランティア活動の推進
 - 4) 困窮者支援の推進
2. 福祉問題・生活課題を解決するための仕組みづくり
 - 1) 既存の地域福祉事業についての運営検討
 - 2) 幅広い住民相談窓口やサービス体制の確立
 - 3) ホームヘルプサービス事業の円滑実施
3. 住民に顔の見える社会福祉協議会をめざして
 - 1) 社協活動の可視化推進
4. 法人運営の基盤強化に係わる事業
 - 1) 内部管理体制の整備
 - 2) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 3) 多様性の尊重
5. 指定管理事業等の適切な管理と運営
 - 1) 指定管理事業等の管理運営

■ 重点目標別内訳

1. みんながつながり支え合う地域づくりの推進
 - 1) たすけあいチームの活動支援
 - ① 地区の要望に添った活動支援を検討
 - ② 各地区の活動内容の周知を目的とした、活動支援事業を検討
 - ③ 除雪活動や活動運営費の使途など、各チームの情報を共有
 - 2) 参加型事業の支援及び検討
 - ① ふれあいサロン(たまり場)事業等の運営支援
 - ② ふれあい広場、チャリティステージ、かまくら雪まつりの検討
 - ③ キャンドルナイトの検討
 - 3) ボランティア活動の推進
 - ① ボランティア連絡協議会の運営支援
 - ② 児童・生徒の社会福祉(ボランティア)活動の普及
 - 4) 困窮者支援の推進
 - ① 困窮者の把握と支援方法の検討
 - ② 法人後見センター受任に向けた体制整備
2. 福祉問題・生活課題を解決するための仕組みづくり
 - 1) 既存の地域福祉事業についての運営検討
 - ① 在宅福祉(給食、紙おむつ、ふれあい郵便、除雪サービス等)
 - ② 子育て支援事業(グッズレンタル、スキーリサイクル、バザー、講演等)
 - ③ 参加型事業の検討(ひとり暮らし高齢者の集い等)
 - ④ 地域老人施設整備費助成(地域公民館等の備品)
 - ⑤ 災害用備品整備事業(自治会へ災害用発電機整備)
 - ⑥ 共同募金事業への協力(赤い羽根、歳末たすけあい運動)
 - ⑦ 福祉関係団体の運営支援
 - 2) 幅広い住民相談窓口や新たな福祉事業の確立
 - ① 社協サービスの受付・相談窓口

- ② 心配ごと相談
- ③ 悪質商法やスマホ・PCからの被害を予防する消費生活相談窓口
- ④ 生活費、就学費などの貸付相談窓口（愛情資金・福祉資金）
- ⑤ ボランティアを含む住民活動を支援する窓口
- ⑥ 佐呂間町相談支援事業
- ⑦ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）
- ⑧ 日常生活自立支援事業
- ⑨ サロン（たまり場）開設を検討する個人や団体・地域の相談窓口
- ⑩ コロナ禍における小規模参集による講座開催

3) ホームヘルプサービス事業の円滑実施

- ① 訪問介護および障害福祉サービス事業
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業
- ③ 介護職員等の研修及び育成

3. 住民に顔の見える社会福祉協議会をめざして

1) 社協活動の可視化推進

- ① 社協だよりの発行
- ② 公式サイトの管理運営
- ③ SNSを活用した広報活動
- ④ 企業LINEアカウント等 子育て世代に特化した広報活動
- ⑤ 既存の出前講座開催と、新たな講座参加者の開拓

4. 法人運営の基盤強化に係わる事業

1) 内部管理体制の整備

- ① 組織のガバナンス強化や事業運営の透明性向上に取り組む
- ② 法人経営のリスクや、業務執行上のリスクに対し、各種規程の遵守等、適切なリスク管理体制の確保を目指し、各種業務システム

の活用により、効率的な情報共有と情報管理体制の構築に取り組む

- ③ コンプライアンスを推進し、体制を強化し、コンプライアンスを体系的に運用し、組織全体で事務・事業の適正化、業務の質の向上に取り組む

2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 働き方改革をふまえ、効果的かつ効率的な業務の遂行を目指し、あわせて年次有給休暇の積極的な取得等により、全ての職員が公私ともに充実し、生き生きと働ける環境づくりに取り組む

3) 多様性の尊重

- ① 職員一人ひとりが国籍、年齢、性別、障害など様々な立場や背景のある多様性を尊重・理解した上で、個々の事情に配慮しながら相互に協力しあい、意欲や能力を存分に発揮できる職場づくりに取り組む

5. 指定管理事業等の適切な管理と運営

1) 指定管理事業等の管理運営

- ① 老人福祉センターの指定管理
- ② 屋内ゲートボール場の指定管理
- ③ 浴場管理業務の受託
- ④ 外出支援サービスの受託